

令和元年10月1日から

保育所・認定こども園(保育所部分)を利用する、
3歳から5歳まで(その年の4月1日現在)の子どもの
保育料が**無償**となります。



【対象者・利用料】

- 保育所・認定こども園(保育所部分)を利用する、
3歳から5歳(その年の4月1日現在の年齢)の、全ての子どもの保育料が無償となります。
 - 無償化の期間は、小学校就学前の3年間です。
 - 通園送迎費や行事費などは、これまでどおり保護者の負担です。
延長保育料も保護者負担(無償化の対象外)です。
 - また、これまで「利用者負担額」に含まれていた給食の「副食(おかず・おやつ等)材料費」は、引き続き保護者負担となるため、別途納めていただく必要があります。
ただし市民税所得割額57,700円(ひとり親世帯等の場合は77,101円)未満の世帯の全ての子どもと、その他の世帯の第3子以降の子どもは、副食(おかず・おやつ等)材料費が免除されます。
※第3子のカウントは、小学校就学前までの範囲です。現行制度と同様、小学1年生以上の兄・姉はカウントしません。
- 0歳から2歳までの子ども(その年の4月1日時点では2歳で、年度途中で3歳になった子どもを含む)は、無償化の対象ではありません。
ただし、**市民税が所得割・均等割ともに非課税の世帯**は対象となります。
 - なお、課税世帯でも、保育所等を利用する子どもが2人以上の世帯に対する減免制度は、引き続き実施します。具体的には、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

(注)市民税額所得割額57,700円(ひとり親世帯等の場合は77,101円)未満世帯については、第1子の年齢は問いません。

★就学前の障害児の発達支援を利用する場合は、3歳から5歳までの利用料が無償となります。
(保育所等も利用の場合は、どちらも無償)

★保育所等を利用している場合は、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業については、無償化の対象にはなりません。

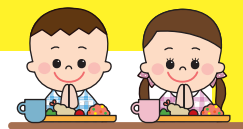
問い合わせ先

松山市保健福祉部 保育・幼稚園課

TEL:089-948-6951/089-948-6882 MAIL:hoiku-musyouka@city.matsuyama.ehime.jp

保育所・認定こども園（保育所部分）の3～5歳児の保護者の皆様へ

保育料の無償化に伴う給食費について



- 令和元年10月1日から、3～5歳のお子様の保育料が無償となるため、**保育料**はお支払いいただく必要がなくなります。

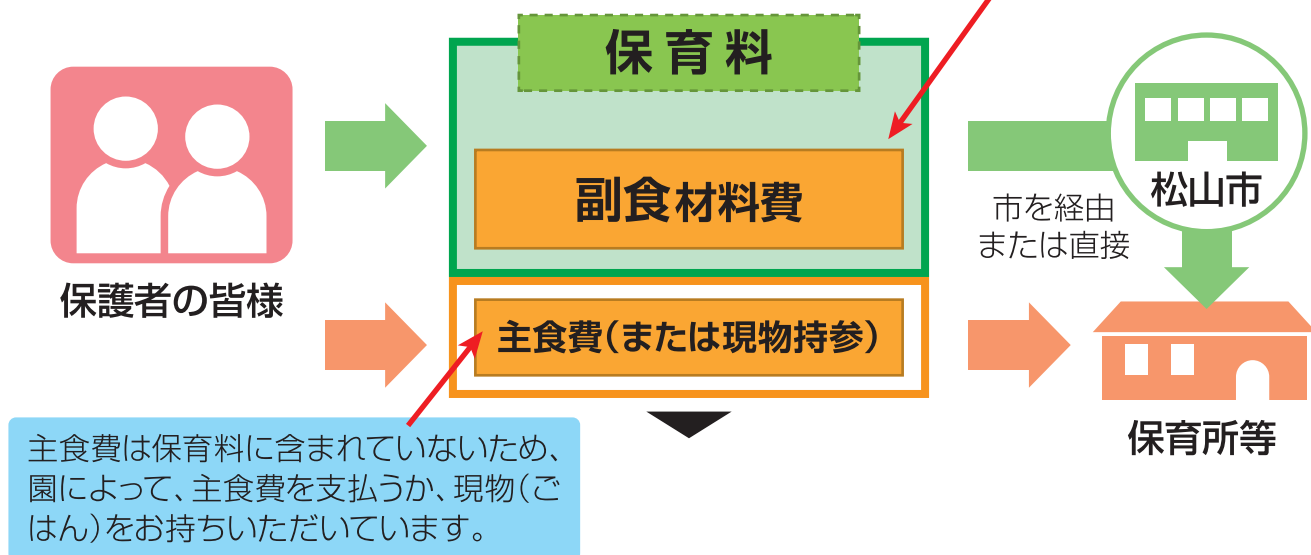
↓ しかし、

- **給食の材料にかかる費用（給食費）**については、国の取り決めにより、各自が負担することが原則です。

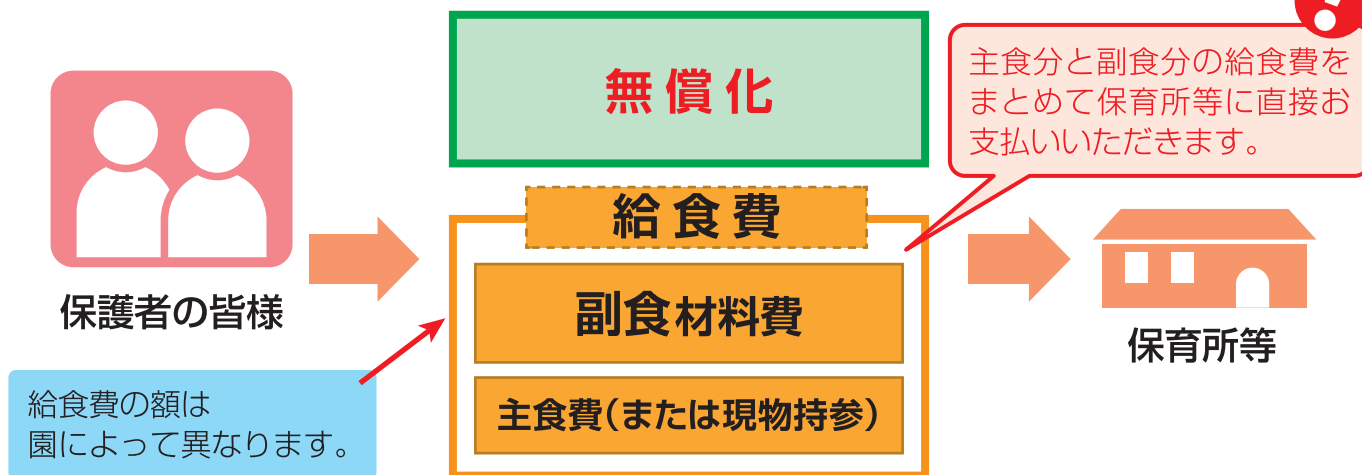
現在、副食（おかず・おやつ等）材料費は、毎月の保育料の一部としてお支払いいただいておりますが、主食費と合わせ、**給食費**は引き続き**保護者負担**です。（ご利用の保育所等へ直接支払います。）※主食費を持参している場合は、副食材料費のみ支払う。

～ 現在 ～

現在、副食（おかず・おやつ等）材料費は、毎月の保育料の一部として、お支払いいただいております。



～ 無償化後（令和元年10月1日以降）～



問い合わせ先：松山市 保健福祉部 保育・幼稚園課

TEL：089-948-6882/089-948-6951 MAIL：hoiku-musyoka@city.matsuyama.ehime.jp